

医政研発 1125 第 5 号
平成 26 年 11 月 25 日

各 { 都道府県衛生主管部（局）
保健所設置市
特別区
地方厚生（支）局 } 殿

厚生労働省医政局
研究開発振興課長
（公印省略）

特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて

再生医療等の迅速かつ安全な提供及び普及の促進を図るため「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（平成 25 年法律第 85 号。以下「法」という。）が平成 26 年 11 月 25 日に施行されたことに伴い、特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて、下記の事項に留意の上、適正に業務が実施されるよう、貴管下医療機関及び関係機関等に対し、周知をお願いします。

記

再生医療等に用いる特定細胞加工物については、法第 39 条第 1 項の認定を受けた外国の特定細胞加工物製造事業者に製造の委託をすることができるが、製造された特定細胞加工物を輸入する際の通関においては、仕入書（invoice）において、輸入しようとする物品が「再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき使用される特定細胞加工物である。」旨を明記すること。

以上